

## 第2回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年8月28日（金） 午前9時～午前10時25分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名  
会長 15番  
会長代理 1番  
委員 2番 8番  
3番 9番  
4番 10番  
5番 11番  
6番 12番  
7番 13番
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議事日程について
  - (3) 議事録署名委員の指名について
  - (4) 会期の決定について
  - (5) 事務局報告
    - ① 合意解約申出書 ( 5 件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ( 7 件)
    - ③ 農地の嵩上げ届出書 ( 6 件)
    - ④ 許可不要転用届 ( 1 件)
  - (6) 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)
    - 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 10 件)
    - 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）  
申し出の意見決定について (議案 2 件)
    - 日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1 件)
    - 日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1 件)
    - 日程第6 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1 件)
  - (7) その他農政一般事項
  - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長  
主 査

農地係長兼管理調整係長  
事 務 補 助 員

議 長 ただ今から、第2回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、3番〇〇委員と4番〇〇委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書5件です。番号1。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。土地の所在 中津川字上玉木〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和2年2月26日から令和12年3月31日。解約の理由、土地を交換するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年8月6日。番号2。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字坂下〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由、土地を贈与するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年8月31日。番号3。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字大須渡〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年9月30日。番号4。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字当干田〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和元年12月1日から令和11年11月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年10月31日。番号5。貸人、鹿児島市西紫原町 〇〇〇〇。借人、鹿

児島市 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字上佐  
牟田〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契  
約の期間は、平成 29 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日。解約の理由、土  
地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令  
和 8 年 9 月 30 日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
1 番 1 番です。番号 4 のところの面積が違ったのですが。  
事務局 番号 4 の面積は、1 筆で〇〇㎡になります。申し訳ございませんでした。  
議 長 ほかに、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、以上で合意解約申出書を終わります。

議 長 次に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 7 件提出されていま  
す。事務局の説明を求めます。

事務局 2 ページです。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 7 件です。  
番号 1。権利取得者、伊佐市大口 〇〇〇〇。権利取得日、令和 5 年 7 月  
31 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、鶴丸字上新田  
〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 8 筆 計 9 筆 合計面積〇〇㎡です。  
あっせん等の希望は無です。番号 2。権利取得者、霧島市国分 〇〇〇〇。  
権利取得日、令和 8 年 4 月 6 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。  
土地の所在、中津川字坂口〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 8 筆 計 9  
筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 3。権利取得  
者、湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日、令和 8 年 5 月 18 日。取得事由、  
相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 面  
積は〇〇㎡ 外 5 筆 計 6 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は  
無です。番号 4。権利取得者、福岡県篠栗町 〇〇〇〇。権利取得日、令  
和 5 年 1 月 27 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、  
北方字新替〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積  
〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。3 ページです。番号 5。権利取  
得者、福岡市早良区 〇〇〇〇。権利取得日、令和 8 年 5 月 7 日。取得事  
由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字池迫〇〇 地目は畑  
面積は〇〇㎡ 外 6 筆 計 7 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望  
は無です。番号 6。権利取得者、霧島市隼人町 〇〇〇〇。権利取得日、  
令和 8 年 7 月 10 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、  
米永字梨木〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 5 筆 計 6 筆 合計面積  
〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 7。権利取得者、霧島市横

川町 ○○○○。権利取得日、令和8年6月15日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字池ノ下○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に、農地の嵩上げ届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページです。農地の嵩上げによる届出書が6件です。

番号1。所有者 湧水町恒次 ○○○○。土地の所在、恒次字大門口○○ 地目は田 面積は○○㎡。嵩上げの内容は、○mの盛り土を行う計画です。嵩上げの理由は、現水田はくぼ地で用水等においても不便なため、畑地に転用したいため、嵩上げを行うものです。現地確認については、令和8年8月19日に、○○会長、○○委員、○○委員、○○推進委員立ち合いのもと行われ、周辺農地等への支障はないと判断されました。以下、番号2から番号6について、所有者はそれぞれ異なりますが同じ内容となりますのでご確認をお願いいたします。なお、番号1から番号6については、盛土規制法については、申請地がくぼ地であるため許可不要であると、県土木部監理課盛土対策室に確認済みです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、以上で農地の嵩上げ届出書を終わります。

議 長 次に、許可不要転用届が1件提出されています。事務局の説明を求めます。  
事 務 局 7ページです。許可不要転用届が1件です。届出人、福岡市中央区 ○○会社 ○○九州支社 支社長 ○○○○。土地の所在、田尾原字上原○○ 登記および現況ともに地目は畑です。○○㎡のうち○○㎡を携帯電話基地局に伴うアンテナポール及び電源装置一式を設置するため、転用するものです。申請地、申請者及び場所等については、議案参考資料の1ページから6ページをご参照ください。該当規定 農地法第5条第1項第7号及び同施行規則第53条第15項の認定電気通信事業者が中継施設、鉄塔等を設置するための土地として、農地を転用する場合の転用許可不要なケースに該当。その他参考となる事項 配置図・設置図・認定証が添付されて

いました。現地調査担当委員の意見といたしまして、令和8年8月19日午前9時40分頃、〇〇委員、〇〇委員、〇〇会長、〇〇推進委員立ち合いのもと申請地の現地調査を行いました。転用により周辺農地に影響を与える恐れがないため、特に問題がないと判断されました。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、以上で許可不要転用届を終わります。

議 長 以上で、事務局報告を終わります。

- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第2号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 8ページです。日程第1 議案第2号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定について。整理番号1号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。畑が〇〇㎡です。次に9ページをご覧ください。総括表です。こちらも合計だけ申し上げます。賃貸借分の畑が〇〇㎡です。詳細については、10ページをご確認ください。以上です。
- 議 長 それでは、利用権設定の整理番号1号を審査します。整理番号1号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。  
議案第3号から議案第12号までの10議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

11 ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。  
議案第3号。権利、使用貸借権。土地の所在、鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外16筆 計17筆 合計面積〇〇㎡です。貸人、伊佐市大口 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大 賃借期間は15年です。  
議案第4号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字堀ノ原〇〇 地目は田 現況地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、宮崎市吉村町 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は親子間の贈与 受贈です。  
議案第5号。権利、所有権移転。土地の所在、般若寺字山下川原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は受贈です。  
議案第6号。権利、所有権移転。土地の所在、中津川字上玉木〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は農地集約、農地の交換です。  
議案第7号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字四目竹〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は農地集約、先ほどありました議案第6号農地との交換です。  
議案第8号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字下糶田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由は農地集約、議案第6号農地との交換です。  
議案第9号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字新替〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、福岡県篠栗町 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大 受贈です。  
議案第10号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字上長谷〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、鹿児島市城山 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は新規就農。受贈です。  
議案第11号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字鍋田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、霧島市溝辺町 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大 受贈です。  
議案第12号。権利、所有権移転。

土地の所在、米永字宮ノ脇〇〇 地目は田 現況地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 受贈です。以上です。

議長 農地法第 3 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。  
議長 順を追って審議します。はじめに、農地法第 3 条の使用貸借権設定に係る議案第 3 号を審議します。議案第 3 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に、5 番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。それでは議案第 3 号につきましては、事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第 3 条に係る議案第 3 号の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 7 ページから 17 ページをご参照ください。申請地は、令和 7 年度現地調査結果において、適正に肥培管理されている農地と判断されております。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 3 号につきましては、事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 3 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。  
(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に、議案第 4 号を審議します。議案第 4 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 4 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧

表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページから 20 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 　ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
（なしの声あり）

議長 　ご質問ご意見等なければ、議案第 4 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第 4 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議長 　次に、議案第 5 号を審議します。議案第 5 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 　1 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 5 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、21 ページから 22 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 　ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
（なしの声あり）

議長 　ご質問ご意見等なければ、議案第 5 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第 5 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議長 　次に、議案第 6 号を審議します。議案第 6 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 　1 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 6 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、23 ページから 24 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査

意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 6 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 6 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 7 号を審議します。議案第 7 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 7 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、25 ページから 26 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 7 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 7 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 8 号を審議します。議案第 8 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 8 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページ、27 ページから 28 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 8 号は、調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 8 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 9 号を審議します。議案第 9 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 9 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 29 ページから 31 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 9 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 9 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 10 号を審議します。議案第 10 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 10 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 29 ページ、32 ページから 33 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 10 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 10 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 11 号を審議します。議案第 11 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 11 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 29 ページ、34 ページから 35 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 11 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 11 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 12 号を審議します。議案第 12 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 12 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 29 ページ、36 ページから 37 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 12 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 12 号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

- 議 長 日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第13号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 15 ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案第13号。願出人は日置市日吉町 ○○会社 ○○ 代表取締役 ○○○○。土地の所在、幸田字木ノ下○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。目的は資材置場・通路への転用です。以上です。
- 議 長 それでは、議案第13号を審議します。議案第13号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 3 番 3番○○が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外に係る議案第13号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については、別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページから43ページをご参照ください。申し出の内容は、資材置場・通路への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は畑、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更、農用地からの除外はやむを得ないと思われまます。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第13号は、調査委員の報告は、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第13号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

- 議 長 日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。  
議案第14号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 16 ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。  
議案第15号。土地の所在、米永字浜場〇〇。地目は畑、農振外 面積は〇  
〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。農地区分は第2種で地域計  
画内です。申請人、湧水町恒次 〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用で、  
〇〇㎡に杉〇〇本を植林する計画です。申請事由は、申請地の周辺が山林  
であり、日当たりが悪く生産性が低いため、杉を植林し土地の有効活用を  
図るためです。添付資料は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、  
始末書等がありました。以上です。
- 議 長 農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
- 議 長 それでは、議案第14号を審議します。議案第14号につきましては、現地  
調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第14号の現地調査の報告  
をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧  
表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案  
参考資料の44ページから48ページをご参照ください。周囲の状況は、東  
西南北すべて山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありませ  
ん。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類  
は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。  
転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転  
用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付  
近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告  
します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第14号は、調査委員の報告は許可相当とい  
うことです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、合計面積が3,  
000㎡を超えることから、県農業会議 定例常設審議委員会の諮問を経  
て、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ござ  
いませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第14号につきましては保留とし、県農業会議  
定例常設審議委員会の諮問を経て、地域計画除外決定後に、その許可を会  
長に一任することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。  
議案第15号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 17 ページです。日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について。  
議案第15号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字楠丸〇〇 地目は田  
農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第2種で地域計画外です。渡人、  
鹿児島市鼓川町 〇〇〇〇。受人、鹿児島市上荒田町 〇〇会社 〇〇 代  
表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転で、用途施設は蓄電池所・駐車場  
です。設置面積は〇〇㎡に蓄電池〇基を設置するものです。申請事由は、  
蓄電池を建設したいためです。添付書類として位置図・配置図・事業計画  
書・被害防除計画書及び誓約書、事業承継届出書等がありました。売買価  
格は〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第5条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 それでは、議案第15号を審議します。議案第15号につきましては、現地  
調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第15号の現地調査の報告  
をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考  
資料の49ページから52ページをご参照ください。周囲の状況は、北は田  
及び山林、東は山林、南は田、西は道路です。一般基準の他法令関係につ  
いては、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特に  
ありません。添付書類は、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書  
及び誓約書、事業承継届出書等がありました。転用許可に関しての調査意  
見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実  
性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地へ  
の支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第15号は、調査委員の報告は許可相当とい  
うことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第15号につきましては、許可相当と認め、許可  
することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

- 議 長 日程第 6 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 16 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 18 ページです。日程第 6 地域計画の変更に対する意見決定について。議案第 16 号です。今回の地域計画の変更は、米永地区です。米永地区については、山林への転用が計画されているものが 1 件で 2 筆あり、面積は〇〇㎡です。次に議案参考資料の 53 ページから 54 ページをご覧くださいと思います。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が 1 ヘクタールで設定されております。表の中で、番号 4 の米永地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。町全体では、地域計画における面積の変更も、変更はありませんでした。現地調査につきましては、農地転用申請と同時に確認済みです。以上です。
- 議 長 それでは、議案第 16 号を審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 16 号は、事務局の報告は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 16 号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

- 議 長 次に、その他 農政一般事項について ですが、皆様方から何かござい  
せんか。
- 6 番 6 番〇〇です。先ほど質問をし忘れたのですが、農地法第 3 条の 9 番。北  
方字新替〇〇番、田で〇〇㎡。これを〇〇さんが〇〇さんに贈与したいと  
いうことで、〇〇さんが隣を作っている状態で贈与するものですか。
- 議 長 現地調査班。3 番。
- 3 番 3 番〇〇です。その時におっしゃってて、自分のところがここなのでと言  
って、作っているということでした。
- 議 長 現地は私も見に行きました。〇反歩ほどの田んぼです。この中に〇条だけ  
あります。畝を取り払えば、〇条は植えられますというような田んぼです。  
現地は、しっかりと稲が生育されており、農地としての利用は最高です。
- 議 長 ほかにありませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。
- 議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、  
第 2 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 25 分

議 長

---

3 番

---

4 番

---